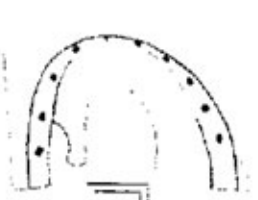

文化財登録制度についての法令の条文

文化財登録法（抄）

（有形文化財の定義）

第五十六条の二　文部科学大臣は、重要な文化財（法第二条第一項第一号に規定する建造物その他有形の文化財をいう。以下この節において単に「文化財」という。）で保護を特に必要とされるものを除く。）で保護を特に必要とされるものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3　文化庁長官は、文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財の登録に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（登録の通知）

第五十六条の二の二　前条第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で所有者に通知するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2　前条第一項の規定による登録は、前項の規定による通知があつた日からその効力を生ずる。

3　前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4　登録証を返付して登録の抹消を申出ることができる。

（登録有形文化財の公示）

第五十六条の二の三　前条第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財の所有者に通知する。

2　文部科学大臣は、当該登録有形文化財について、その登録年月日、法第二十七条第一項の規定により登録を抹消したときは、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

3　前項の規定による抹消の通知があつたときは、その登録は、抹消の効力を生ずる。

4　文部科学大臣は、法第二十七条第一項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を書面で所有者に通知する。

5　第二項の規定による抹消の通知があつたときは、その登録は、抹消の効力を生ずる。

（登録有形文化財の所有者）

第五十六条の二の四　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、代表者を選び、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の五　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の六　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、代表者を選び、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の七　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、代表者を選び、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の八　登録有形文化財の管理に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

2　前項の届出をした者は、文部科学大臣に対しその現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

3　文部科学大臣は、第二項の届出に係る登録有形文化財の現状を変更することが適当であると認めるときは、その旨を通知する。

（登録有形文化財の現状変更の届出）

第五十六条の二の九　登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

2　前項の届出をした者は、文部科学大臣に対しその現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

3　文部科学大臣は、第二項の届出に係る登録有形文化財の現状を変更することが適当であると認めるときは、その旨を通知する。

（登録有形文化財の管理及び修理に関する指導）

第五十六条の二の十　文化庁長官は、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状及び管理の状況に関し報告を求めることができる。

2　前項の規定による報告を求めるときは、その所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状及び管理の状況について、文部科学大臣の意見を聴くことができる。

（登録有形文化財の現状等の報告）

第五十六条の二の十一　文化庁長官は、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状及び管理の状況について、文部科学大臣の意見を聴くことができる。

（登録有形文化財の公開）

第五十六条の二の十二　登録有形文化財の公開に、所有者がこれを行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2　前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3　第四十七条の二第二項の規定は、登録有形文化財の公開に準用する。

4　登録有形文化財の所有者又は管理団体は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の管理に関し、必要な指導を行うことができる。

（登録有形文化財の公開）

第五十六条の二の十三　文部科学大臣は、次に掲げる事項について、あらかじめ、文化審議会の諮問しなければならない。

一　登録有形文化財の登録及びその抹消

二　登録有形文化財の所有者の変更

三　所有者が、その所有する登録有形文化財の公開を拒絶し、又は妨げようとする。

四　登録有形文化財の現状を変更しようとする。

（文化庁長官への意見）

第八十七条　文部科学大臣は、次に掲げる事項について、あらかじめ、文化審議会の諮問しなければならない。

一　登録有形文化財の登録及びその抹消

二　登録有形文化財の所有者の変更

三　所有者が、その所有する登録有形文化財の公開を拒絶し、又は妨げようとする。

四　登録有形文化財の現状を変更しようとする。

（文化庁長官への意見）

第八十七条の二　文化庁長官は、次に掲げる事項について、あらかじめ、文化審議会の諮問しなければならない。

一　登録有形文化財の登録及びその抹消

二　登録有形文化財の所有者の変更

三　所有者が、その所有する登録有形文化財の公開を拒絶し、又は妨げようとする。

四　登録有形文化財の現状を変更しようとする。

（文化庁長官への意見）

第八十七条の二の二　文化庁長官は、国の所有に属する登録有形文化財に関する状況を確認するために必要があると認めるときは、関係官吏を派遣して、その長に対し資料のための必要な報告を求めることができる。

第九十七条の五　国の所有に属する登録有形文化財については、第五十六条の二の四第二項及び第五十六条の二の九第二項の規定、適用しない。

登録有形文化財に係る登録原簿及び登録証（第一条　第二条）

第一章　文化財登録原簿及び登録証（第一条　第二条）

第二章　管理に関する通知書（第三条　第七条）

第三章　現状変更に関する届出書等（第八条　第十条）

第四章　雑則（第十一条　第十三条）

（登録の通知）

第一条　文化庁長官は、登録有形文化財の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で所有者に通知するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2　前条第一項の規定による登録は、前項の規定による通知があつた日からその効力を生ずる。

3　前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4　登録証を返付して登録の抹消を申出ることができる。

（登録有形文化財の登録の抹消）

第二条　文部科学大臣は、前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で所有者に通知する。

2　文部科学大臣は、当該登録有形文化財について、その登録年月日、法第二十七条第一項の規定により登録を抹消したときは、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

3　前項の規定による抹消の通知があつたときは、その登録は、抹消の効力を生ずる。

4　文部科学大臣は、法第二十七条第一項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を書面で所有者に通知する。

5　第二項の規定による抹消の通知があつたときは、その登録は、抹消の効力を生ずる。

（登録有形文化財の所有者）

第五十六条の二の四　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、代表者を選び、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の五　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、代表者を選び、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の六　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、代表者を選び、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の七　登録有形文化財の所有者は、この法律のほかこれに基づく命令等の定めに従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2　登録有形文化財の所有者が、数個の者であるときは、代表者を選び、数個の者の連名をもつて、文化庁長官に届け出なければならない。

3　第二項の選ばれた者は、所有者とみなす。

4　第二項の選ばれた者は、所有者は、三日以内に登録証を文部科学大臣に返還しなければならない。

（登録有形文化財の管理）

第五十六条の二の八　登録有形文化財の管理に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

2　前項の届出をした者は、文部科学大臣に対しその現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

3　文部科学大臣は、第二項の届出に係る登録有形文化財の現状を変更することが適当であると認めるときは、その旨を通知する。

（登録有形文化財の現状変更の届出）

第五十六条の二の九　登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

2　前項の届出をした者は、文部科学大臣に対しその現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学大臣に届出なければならない。ただし、維持の措置をとつてはならない。

3　文部科学大臣は、第二項の届出に係る登録有形文化財の現状を変更することが適当であると認めるときは、その旨を通知する。

（文化庁長官への意見）

第八十七条　文部科学大臣は、次に掲げる事項について、あらかじめ、文化審議会の諮問しなければならない。

一　登録有形文化財の登録及びその抹消

二　登録有形文化財の所有者の変更

三　所有者が、その所有する登録有形文化財の公開を拒絶し、又は妨げようとする。

四　登録有形文化財の現状を変更しようとする。

（文化庁長官への意見）

第八十七条の二　文化庁長官は、次に掲げる事項について、あらかじめ、文化審議会の諮問しなければならない。

一　登録有形文化財の登録及びその抹消

二　登録有形文化財の所有者の変更

三　所有者が、その所有する登録有形文化財の公開を拒絶し、又は妨げようとする。

四　登録有形文化財の現状を変更しようとする。

（文化庁長官への意見）

第八十七条の二の二　文化庁長官は、国の所有に属する登録有形文化財に関する状況を確認するために必要があると認めるときは、関係官吏を派遣して、その長に対し資料のための必要な報告を求めることができる。

第九十七条の五　国の所有に属する登録有形文化財については、第五十六条の二の四第二項及び第五十六条の二の九第二項の規定、適用しない。

登録有形文化財に係る登録原簿及び登録証（第一条　第二条）

第一章　文化財登録原簿及び登録証（第一条　第二条）

第二章　管理に関する通知書（第三条　第七条）

第三章　現状変更に関する届出書等（第八条　第十条）

第四章　雑則（第十一条　第十三条）

（登録の通知）

第一条　文化庁長官は、登録有形文化財の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で所有者に通知するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

2　前条第一項の規定による登録は、前項の規定による通知があつた日からその効力を生ずる。

3　前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4　登録証を返付して登録の抹消を申出ることができる。

（登録有形文化財の登録の抹消）

第二条　文部科学大臣は、前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で所有者に通知する。

2　文部科学大臣は